第二百八十五条第二項中「第七十二条第二項第七号（外国の法令等に基づく一時金）」を「第七十二条第三項第八号（退職手当等とみなす一時金）」に改める。

第三百十九条の三の二を次のように改める。

（源泉徴収の対象となる退職所得とみなされる退職一時金の範囲等）

第三百十九条の三の二　法第二百二条（退職所得とみなされる退職一時金に係る源泉徴収）に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同条に規定する政令で定める金額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　第七十二条第三項第四号（退職手当等とみなす一時金）に掲げる一時金の支払をする場合において、同号に規定する適格退職年金契約に基づいて払い込まれた掛金又は保険料のうちに同号に規定する勤務をした者の負担した金額があるとき　当該勤務をした者の負担した金額

二　第七十二条第三項第五号に掲げる一時金の支払をする場合において、同号に規定する規約に基づいて拠出された掛金のうちに同号に規定する加入者の負担した金額があるとき　当該加入者の負担した金額

第三百十九条の六第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項（存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等）の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第百三十条第一項（基金の業務）又は平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十条第三項第一号若しくは第二号（存続連合会の業務）に規定する老齢年金給付　七万二千五百円に当該老齢年金給付の金額に係る月数を乗じて計算した金額

第三百十九条の八第二項を次のように改める。

2　法第二百三条の四第三号に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同条第三号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　第八十二条の二第二項第四号（公的年金等とされる年金）に掲げる退職年金の支払をする場合において、同号に規定する適格退職年金契約に基づいて払い込まれた掛金又は保険料のうちに同号に規定する勤務をした者の負担した金額があるとき　当該退職年金の額（その年金の支給開始の日以後に当該契約に基づいて分配を受ける剰余金の額に相当する部分の金額を除く。）に当該退職年金に係る第八十二条の三第一項の規定に準じて計算した割合を乗じて計算した金額

二　第八十二条の二第二項第五号に掲げる年金の支払をする場合において、同号に規定する規約に基づいて拠出された掛金のうちに同号に規定する加入者の負担した金額があるとき　当該年金の額（その年金の支給開始の日以後に当該規約に基づいて分配を受ける剰余金の額に相当する部分の金額を除く。）に当該年金に係る第八十二条の三第一項の規定に準じて計算した割合を乗じて計算した金額

第三百二十六条第一項中「若しくは」を「又は」に改め、「事業主等」の下に「又は連合会」を加える。

第三百五十一条第一項第四号中「厚生年金保険法」を「旧厚生年金保険法」に、「一時金又は」を「一時金、」に改め、「適格退職年金契約に基づいて支給を受ける一時金」の下に「又は第七十二条第三項第五号イからハまで（退職手当等とみなす一時金）に掲げる規定に基づいて支給を受ける一時金」を加える。

（法人税法施行令の一部改正）

第十六条　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第五項中「法附則第二十条第三項（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する適格退職年金契約」を「次に掲げる契約」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法附則第二十条第三項（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する適格退職年金契約

二　第百五十六条の二第十号（用語の意義）に規定する厚生年金基金契約

第百三十五条第三号中「第二十二条第一項第五号」を「第二十二条第一項第三号」に改める。

第百五十六条の二第一号中「厚生年金基金の加入員に」を「存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三条第十一号（定義）に規定する存続厚生年金基金をいう。以下この条及び第百五十六条の四（厚生年金基金契約に係る退職年金等積立金額の計算）において同じ。）の加入員に」に、「厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）」を「過去勤務期間（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。以下この条において「平成二十六年経過措置政令」という。）第三条第二項（存続厚生年金基金に関する読替え等）の規定によりなおその効力を有するものとされる公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号。以下この号において「平成二十六年整備政令」という。）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号。以下この条において「廃止前厚生年金基金令」という。）」に、「同令第四十一条の三の五第二項」を「同項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前厚生年金基金令第四十一条の三の五第二項」に、「により当該厚生年金基金」を「により当該存続厚生年金基金」に、「同令第五十二条の五の三第二項」を「平成二十六年経過措置政令第六十五条第二項（移換金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前厚生年金基金令第五十二条の五の三第二項」に、「又は確定給付企業年金法施行令」を「、平成二十六年経過措置政令第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年整備政令第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法施行令」に、「期間（以下この条において「過去勤務期間」という。）」を「期間又は平成二十六年経過措置政令第六十二条第二項各号（他の年金制度へ脱退一時金相当額を移換する場合等における加入者期間等の取扱い）の規定により老齢年金給付の額の算定の基礎とされる期間（同項第一号に定める期間にあつては、同条第一項の規定により当該存続厚生年金基金の加入員であつた期間とみなされる期間を除く。）をいう。以下この条において同じ。）」に、「厚生年金基金に」を「存続厚生年金基金に」に、「厚生年金基金が厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）」を「存続厚生年金基金が平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項（存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下この条において「旧厚生年金保険法」という。）」に、「厚生年金基金である」を「存続厚生年金基金である」に改め、同条第二号中「厚生年金保険法」を「平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法」に改め、同条第三号中「当該厚生年金基金」を「当該存続厚生年金基金」に、「厚生年金基金令」を「平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前厚生年金基金令」に、「厚生年金保険法」を「平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法」に、「厚生年金基金である」を「存続厚生年金基金である」に改め、同条第四号から第六号までの規定中「当該厚生年金基金」を「当該存続厚生年金基金」に改め、同条第七号イ中「企業年金連合会に」を「存続連合会（平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十三号に規定する